

令和5年3月24日

豊川市議会議長 早川 喬 俊 様

福祉委員長 浦野 隼 次

## 福祉委員会所管事務調査報告書

福祉委員会の所管事務についての調査結果を報告いたします。

### 1 調査項目

#### (1) 「子ども家庭総合支援拠点について」

##### 「子どものえがお条例の制定について」

昨年度に福島市子どものえがお条例を制定し、子ども関連施策に対する気概を感じます。条例の制定に至る背景や制定後の取り組み等を伺いたいと思いましたが、子ども家庭庁の発足が間近となり、近年、自治体のつくる条例もある種はやりとなっているようで、「〇〇市子どもの権利条例」といった名称が多くなっています。また、今のところ「こども家庭センター」を名乗っていませんが、総合保健福祉センターがあり、母子保健を子育て系の課が所管しています。そして、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」も同じフロアにあり、連携しやすい環境にあります。

連携の在り方や、今後、「こども家庭センター」としての活動に向けて課題があるのか、また、現状でかなりできているのか、現場での意見等の調査を行いました。

#### (2) 「はちのへ版ネウボラ（保健・福祉・教育が相互に連携し専門性を活かした子育て支援）について」

##### 「総合保健センターについて」

令和2年6月に供用開始した複合型の保健センターで、休日夜間の医科及び歯科の診療所や3師会事務局も同じ建物内に配置され、本市の目指す新しい総合保健センターのコンセプトに近いものがあります。特筆すべきは、市民病院とイオン（モールではない）が近接している点、人口規模は22万人強で、なおかつ保健所機能を有するとともに、健診センターも別途設置されているため、建物敷地も大きく広々としています。今後の設計業務を進め

る上で、何らかのヒントが得られるのではないかと所思いました。

また、令和3年10月から「子ども家庭総合支援拠点」を施設内で開設しており、従来からある「子育て世代包括支援センター」との連携等の在り方や、将来的な「こども家庭センター」に向けた現状での課題の調査を行いました。

### (3) 「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画について」

武蔵野市も本市同様に総合保健センターの基本設計策定を進めている状況です。武蔵野市は、増築及び既存の保健センターの大規模修繕ですが、本年度、総合保健センターについて本市に視察に来られています。基本設計への課題については同じ状況であるため、調査を行いました。

## 2 調査内容

別紙<調査経過>のとおり

## 3 調査結果

### (1) 「子ども家庭総合支援拠点について」

#### 「子どものえがお条例の制定について」

##### ① 本市の現状

- ・総合保健センターの設計・建設事業
- ・「こども家庭センター」の設置を念頭とした、「子育て世代包括支援センター」及び、「子ども家庭総合支援拠点」の連携体制について
- ・子どもの貧困対策
- ・子ども家庭庁設置の影響（多くの自治体が手探りの状況）
- ・子育て豊川応援団としての子育て施策全般の推進

現在のところ、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置場所が一体となったこども家庭センターの設置については、設置が努力義務化される令和6年度に合わせて行う意向はないが、現在でも各機関は子ども健康部内に設置され、組織としての連携は保たれているため、設置場所については据え置いた上で、国が示す、場所が分離している場合の設置要件を確認しながら、他市の動向、設置の必要性などを勘案し、各機関の連携を強化して設置する可能性はあると考えている。設置場所が一体となったこども家庭センターについては、令和8年度中の供用開始を目指している豊川市総合保健センターの開設の時期に合わせて検討を進めている状況。

子ども家庭庁の設置に係る基本方針などでは、こども家庭センターについて直接的には言及していないが、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一元的に所管することが示されている。また、県内では、岡崎市や豊田市など少なくとも7市において、一体化した運営が行われていることを確認しており、本市においても、子どもの成長に合わせて切れ目なく支援ができるように、こども家庭センターの設置について検討を進めていきたいと考えている。

## ② 先進都市の状況

子ども家庭総合支援拠点については、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、市内に住んでいる子どもと、その家族及び妊産婦等に対して、保健師や社会福祉士をはじめ様々な専門職が、相談全般から専門的な支援を行う。2018年に中核市となり、子ども、家庭福祉制度の多様化や相談件数の増加により設置することとなった。

取り組み内容として、①児童福祉法第10条について、実情の把握や情報提供・相談等への対応、個別家庭の相談・調査、各種制度等に関する情報提供、社会資源の斡旋（ソーシャルワーク）虐待事案への対応、②要保護児童対応地域協議会の運営（調整機関）について、各種会議の開催・ケースの進行管理、個別ケース検討会議（随時）実務者会議（年4回）代表者会議（年2回）、③児童事案等への対応（児童相談所との連携）について、受理・調査・アセスメント・支援方針作成（児童相談所と連携含む）通告の受理・係属歴確認、リスク評価・所属先調査等や緊急対応・児童の目線確認がある。

課題については、総括支援員役割を常務フローの中に位置付けることや、こども家庭係と母子保健係の連携のハブ機能を持つこと、両方の係の支援を行う視点からSVとして関与することである。

子どものえがお条例の制定については、大災害の影響を乗り越え、持続的に発展していくには、「子育てするなら福島市」と称されるまちとなり、若い世代が集まり定着してもらうことが大切となる。地域社会全体で子どもと子育てを応援していくという市民意識の醸成を図るとともに、福島市の実情に即した子ども・子育て施策の基本的な方向性を規定し、子育て環境の整備に総合的、継続的、安定的に取り組み、子どものえがおあふれる社会を実現することを目的に、福島市子どものえがお条例を制定した。

取り組みについては、えがお運動（普及啓発活動）として、子どもの笑顔のための取り組みを進めており、ベビーファースト運動参画宣言では、日本青年会議所と連携し、ベビーファースト運動に参画を宣言し、「子どものえがおがあふれる福島市」を目指して、子どもと子育て世代を地域全体で応援していく。

また、職員発フードライブとして、子どもたちの安心できる居場所として、地域で活動している「子ども食堂」を支援し、子どもの育ちを応援している。子育て専用ポータルサイト開設では、子育て世代に必要な情報を必要なタイミングで届けている。

制定の効果については、市と地域社会の役割を明確にすることで、地域社会全体で子どもと子育てを応援していくという市民意識の醸成を図ることができる。子ども・子育て支援施策を市民と共創で取り組む根拠となり、総合的・持続的・安定的に推進することができる。市の実情に合わせ、子ども・子育て施策の基本的な方向性を定めており、子育て環境整備に一層取り組むことができる。

### ③ 総評

条例を制定して終わりではなく、「将来の主人公」であり「地域の宝」である子どもたちの「えがおあふれる福島市」「子育てするなら福島市」を目指して、官民一体となって取り組んでいく決意でした。説明の中で担当職員の熱量を感じました。どこの自治体の職員も同じ志を持ちながら取り組まれています、現実的に専門職、人員の不足が最大の課題と感じました。議員としても現状把握と課題解決の一助になるよう努めなければならない、そして、自治体だけでなく、国レベルで取り組みをさらに拡充していかなければならないと痛感しました。今後も福祉向上のために議員、職員、地域全体で取り組む必要性を感じました。

## (2) 「はちのへ版ネウボラ（保健・福祉・教育が相互に連携し専門性を活かした子育て支援）について」 「総合保健センターについて」

### ① 本市の現状

#### (1) ①参照

### ② 先進都市の状況

八戸総合保健センター建物概要

工事種別：新築 令和2年4月30日竣工

構造：鉄骨造

耐火：耐火建築物

階数：地上4階、塔屋1階

延床面積：11,201.77 m<sup>2</sup>

建築面積：5,035.70 m<sup>2</sup>

工事費：5,153,713,180円(460,080円/m<sup>2</sup>)

設計期間：平成28年 1月15日～平成29年6月30日

工事期間：平成29年12月19日～令和 2年4月30日

付帯工事：令和 元年 6月27日～令和 4年1月31日

総合保健センター設置の考え方として、市民の健康の保持増進と安全で安心な暮らしの実現を図るため、次の3つの考え方に基づき、総合保健センターを設置した。

- ① 地域保健の中核機能の強化
- ② 総合的な保健衛生のサービスの提供
- ③ 健康危機管理体制の構築

「はちのへ版ネウボラ」とは、子どもから大人まで、みんなが安心して過ごせるように、保健・福祉・教育の専門員が連携し、子どもや家庭に関する悩みなどを一体的に支援する相談体制を意味する。

[教育] 子ども支援センター 2階

子ども一人一人の教育医学的ニーズに応じた支援をするための窓口

[福祉] 子ども相談室 3階

子どもに関する相談や様々な方の相談に対応する窓口

[保健] 子育て世代包括支援センター 3階

妊娠・出産・乳幼児の子育てに関する相談を受ける窓口

はちのへ版ネウボラについて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭相談室は「こども家庭センター」としての運営を考えているのかについて、厚生労働省の進める「こども家庭センター」は、市区町村に設置を目指しているが、総合保健センターを設立するにあたり、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」「子ども支援センター」の3部署を集約し、保健、福祉、教育に関する各種相談をワンストップで対応することによる市民サービスの向上を図ることとした。市における支援体制は、一本化した機構ではないが、3部署が隣接した場所で連携し、支援の強化を図っている点において、厚生労働省の意図する機能を有していると認識している。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭相談室の連携は、両組織を同一の健康部内に設置し、相談や連携が必要な場合は、即座にカンファレンスや同行訪問を行い、緊密に連携を計りながらケース対応を行っている。また、教育委員会子ども支援センターを加えた3部署において、月に一回会議を開催し情報共有と連携の強化を計っている。

支援プランの策定については、妊娠届出及び母子手帳交付時に妊婦本人が作

成する利用計画としての支援プランと、産後1～2か月ごろまでに実施する新生児訪問指導及び乳児家庭全戸訪問事業において、産婦本人が作成する利用計画としての支援プランを作成している。

ヤングケアラーの担当部署は「子ども家庭相談室」としている。

家事代行サービス等の支援は、「子ども・見守り訪問支援事業」を実施している。具体的な内容は、保護者と相談した上で、おむつ交換や沐浴の補助、子が過ごすスペースの清掃、買い物代行、調理、相談支援を行っている。

総合保健センターについては、医師会館について、建物は医師会が建設し、建設地及び駐車場は市から借りている。また、歯科医師会事務局と薬剤師会事務局は、市の保健センター内に事務室を借り受け、施設利用料、光熱費及び駐車場使用料を支払っている。今後の「こども家庭センター」に向けた課題と方向性については、今後も現在の体制から無理に統合せず、現在の形態で取り組んでいきたいと考えている。ただし、国の動向や他市の状況は注視していく。

今後の検討課題としては、すべてのケースを共有しているわけではないため、困難なケースや重篤なケース以外については、同一世帯のケースについての支援や経過記録の管理等をそれぞれの部署において行っていることから、サポートプランの作成や、情報共有の在り方について検討していきたい。

### ③総評

竣工して2年6か月の建物は、内装材に木材をふんだんに取り入れ、玄関ホールの高い吹き抜けと相まって、人にやさしい雰囲気を受ける清潔な建物でした。建物内は、各階とも合理的に配置がなされ、はちのへ版ネウボラと称されていることに、うなずけました。

令和5年の子ども家庭庁の設立を控え、[教育]、[福祉]、[保健]の連携が必要とされる前に、総合保健センターとして組織の配置を検討し準備を進めてきたことに感銘を受けました。

本市においても、これから総合保健センターの事業が進められるわけですが今回の視察内容を参考にして、実施設計段階での提言につなげていきたいと思えます。

## (3)「武蔵野市立保健センター増築及び総合施設整備基本計画について」

### ① 本市の現状

#### (1) ①参照

## ② 先進都市の状況

今回の保健センター増築、複合化施設整備にあたっては、既存の保健センターの老朽化対応、機能拡充とともに、子ども・子育て支援施策との複合化も目指しており、部をまたがる調整等が必要となってくるため、現在のところ総合政策部企画調整課を担当としている。事業費に対する財源確保等については、積極的な活用を行っていきたいと考えており、今後、こども家庭センターの設置に向けて国等の補助スキームの設計も改めてなされてくると思うので、注視していきたい。

保健センターに集約される機能について、「こども家庭センター」を意識されているかについて、令和3年4月に健康課の母子保健事業、子ども家庭支援センター（子育て支援、虐待対応等）、子育てひろば事業を実施する0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携支援体制である子育て世代包括支援センターを設置している。今回の複合施設整備にあたっては、このセンターに加え、児童発達支援センターで実施する療育相談と、教育支援センターで実施する相談事業との連携もさらに強化する。想定される建物総床面積に対する事業別の想定面積は、総床面積8,500㎡、機能別では、子どもと子育て家庭への包括的な支援に関するもの1,650㎡、検診に関するもの、健康づくりに関するもの750㎡である。

## ③ 総評

豊川市では、市民の健康に関わる課題を解消し、まちづくりの目標である「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」を目指すべく、豊川市総合保健センター（仮称）の整備を進めている。また、「豊川市総合保健センター（仮称）基本構想」を令和3年5月に策定し、令和8年度の供用開始を目指している。

そこで、同じように総合保健センターの設置や課題の解消のために計画を進めている武蔵野市へ視察に行った。

武蔵野市の保健センターは、昭和62年の開設から34年が経過している。排水管からの漏水や空調設備の不具合など施設準備の老朽化が顕著となり、早期に大規模改修を行う必要がある中で、保健衛生や母子保健事業等の機能を休止して大規模改修を行うことができず、さらに妊娠期から切れ目のない包括的な支援を実現する複合施設の必要性の検討が進められてきた。大規模改修により保健センターの機能を休止しないために増築し、増築部分に機能を一時移転後、既存建物の大規模改修を行い、改修工事後の既存建物と一体的な利活用を行うことで施設面積の拡充と保健衛生機能の充実を図り、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備を行うことが決定した。

現地を見ると、職員数の割に執務室が手狭であり、相談室も少なすぎて、市

役所など様々な場所を借りながら行っている様子が伺えた。また、全ての資機材や物資を備蓄する部屋もないことなど課題があることも分かった。

武蔵野市は、人口や市域の面積を考えるとコンパクトな街であり、都心から近隣でもあることから、保健センター周辺の土地単価（1㎡60万円前後、※吉祥寺駅周辺路線価（1㎡200万円前後））も高く、新築移転は難しいのも感じられた。

今回は、増築、さらに複合化ということで将来を見据えた計画になっているが、26年後（大規模改修をした施設が60年経過、増築した施設も多少は経年劣化する年数）どのようになっているかという心配もある。

豊川市においては、新築、移転、複合化であるが、市民病院や保健所などとの連携、時代の移り変わりを見据え、子育て応援団として、余るようではないが、何事においても足りない施設とならないようしっかりとした施設計画に期待したく、私たち議会も本議会を含めて様々な委員会、会議を通じて支援していきたい。

#### 4 福祉委員会からの提言

##### (1)(2)(3)を踏まえて

国は、子ども家庭庁の設立法案を6月15日に設立させ、いよいよ子どもたちの明るい未来を築くための土台作りから、様々な施策を実行する段階に入っていくことに大きな期待を寄せているところである。

一方で、文部科学省に残る業務も多く、また、詳細な部分も今後国から示されると考えられる。各自治体も手探りで子ども関連施策を展開しなければならない場面も少なからずあると考えられる。しかし、子どもを取り巻く環境は日々厳しさを増し、「子育て豊川応援団」を標榜する本市は、将来を見据え、子育て環境のさらなる充実を、スピード感をもって進める必要があると感じている。

先の国会の児童福祉法等の一部を改正する法律により、設置が努力義務とされた「こども家庭センター」は、妊娠出産時期から各家庭の実情を把握し、課題のある家庭に対して、子育て支援と母子保健が一体となって必要な支援を行うことが役割とされている。さらに、国の事業ではあるが、今年に入って実施している「出産・子育て応援交付金事業」も国が示す一連の方向性に合致した事業であり、本市としても「こども家庭センター」の役割が果たせるような体制を整える必要性を感じている。

視察した3か所の自治体は、保健センターの中に母子保健と子育て支援の業務が併設され、子育て世帯への相談体制がワンストップで行われ、手厚い支援体制が構築されており、結果的に子ども家庭庁の所管となった母子保健事業の



趣旨に沿った子育て世帯への支援体制が着々と進められている。

本市では、総合保健センター（仮称）の建設に向けて設計業務を進めている段階であるが、今年事業を始めた「産前産後サポートセンターくるみ」や一体的に整備される予定の「児童発達支援センター」に「こども家庭センター」機能を加えることで、心理士・保健師・助産師・保育士等の専門職の配置が集約され、市内の妊婦や子育て世帯にとってより効果的な事業展開が期待できると考えられる。

そこで、本委員会では子ども家庭庁の発足を2023年4月に控え、本市としても、すべての子どもたちが安心して豊川で生まれ育っていく環境をつくるためにも、総合保健センター（仮称）内に「こども家庭センター」機能を集約させるよう提言するとともに、「子ども真ん中社会」の実現に向け、若い子育て世帯に、豊川市で子育てしたいと選んでもらえるような取り組みが一層充実することを願っている。

## 別紙

### <調査経過>

令和4年8月29日（月）

調査事項・視察項目の決定

令和4年10月24日（月）～26日（水）

視察の実施

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 24日 | 福島県福島市  | 「子ども家庭総合支援拠点について」<br>「子どものえがお条例の制定について」                         |
| 25日 | 青森県八戸市  | 「はちのへ版ネウボラ（保健・福祉・教育が相互に連携し専門性を活かした子育て支援）について」<br>「総合保健センターについて」 |
| 26日 | 東京都武蔵野市 | 「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画について」                                 |